

承認又は認定品の公表に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領には、承認又は認定（以下、承認）を受けた材料、機器等並びに製造者等を周知することを目的として、一部の承認品において、毎年1回それらに関する情報を公表する旨規定している。

一方、現状の取り扱いでは、公表に関する要件の有無に関わらず、本会ホームページ上において、最新の承認取得状況を随時更新し、承認品を公開している。また、申込者からの申し出があり、本会が認める場合には、非公開とできるよう弾力的な運用を行っている。

今般、現状の取り扱いに即した要件になるよう関連規定を改める。

改正内容

- (1) 各章に規定する公表に関する要件を削り、新たに承認又は認定品について公表を行う旨、総則に規定する。
- (2) 申込者からの申し出があり、本会が認める場合は承認品を公表しない場合がある旨を規定する。

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の一部を次のように改正する。

総則

1 章 通則

1.4 として次の 1 節を加える。

1.4 公表

本会は、承認又は認定を行った船用材料及び船用機器等をホームページ等で公表する。
ただし、申込者からの申し出があり、本会が認める場合はこの限りではない。

第 1 編 金属材料

1 章 圧延鋼材の製造方法の承認

1.5 承認

1.5.1 を次のように改める。

1.5.1 承認の通知及び公示

-1. 本会は、1.2 から 1.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた圧延鋼材又は鋼片に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、圧延鋼材の種類、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行し、承認内容等については、「承認要目書」に記載する。

-2. -1.に加えて、鋼船規則 K 編 3.8 に規定する海洋構造物用高張力圧延鋼材にあつては、製造法承認時の溶接性試験における継手作製時の最大溶接入熱を「承認要目書」に記載する。また、同鋼材にあつて、溶接後熱処理を行った継手に対して溶接性試験を行った場合は、溶接後熱処理を行った継手に対する溶接性を確認したこと及び継手作製時の最大溶接入熱を「承認要目書」に記載する。

-3. -1.に関わらず、鋼船規則 K 編 3.13 に規定する貨物油タンク用耐食鋼材にあつては、1.2 から 1.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた貨物油タンク用耐食鋼材に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、貨物油タンク用耐食鋼材の種類、承認の有効期限等を記した「認定品証明書」を発行し、少なくとも次に掲げる事項について、「認定品要目書」に記載する。

- (1) 銘柄及び認定番号
- (2) 化学成分範囲（耐食性を確保するために添加する元素）及び耐食性向上プロセス
- (3) 最大厚さ
- (4) 適用可能な溶接材料（銘柄及び本会の認定品証明書番号）及びその溶接方法
- (5) 適用可能範囲

-4. 本会は、1.2.2 及び 1.4.5 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~-5. 本会は、製造方法の承認を行った圧延鋼材又は鋼片を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

1B 章 半製品の製造方法の承認

1B.5 承認

1B.5.1 を次のように改める。

1B.5.1 承認の通知及び公示

-1. 本会は、1B.2 から 1B.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、
適当と認めた半製品に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、半製品の品種
（船体用圧延鋼材）、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行し、半製品の種類（イ
ンゴット、スラブ、ブルーム、ビレット等）、製鋼法、造塊法、半製品の寸法範囲、鋼の
種類（軟鋼又は高張力鋼）等の承認内容については、「承認要目書」に記載する。また、
半製品の個別の使用者が承認された半製品を使用して製造する材料記号に対する圧延鋼
材の製造方法の承認を得なければならないことも記載する。

-2. 本会は、1B.2.2 及び 1B.4.4 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるもの
に承認印を押印して申込者に返却する。

~~-3. 本会は、製造方法の承認を行った半製品を、毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

2 章 鋼管の製造方法の承認

2.5 承認

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 承認の通知及び公示

-1. 本会は、2.2 から 2.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた鋼管に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、鋼管の種類、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行し、承認内容等については、「承認要目書」に記載する。

-2. 本会は、2.2.2 及び 2.4.4 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~-3. 本会は、製造方法の承認を行った鋼管を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

3 章 鑄造品及び鍛造品の製造に係る承認

3.5 承認

3.5.1 を次のように改める。

3.5.1 承認通知及び公示

~~1.~~ 本会は、3.2 から 3.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた鑄造品又は鍛造品に対して、製造方法の承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、材料区分等を記した「承認証」を発行するとともに、3.2.2 及び 3.4.5 の規定により提出された資料のうち、本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2.~~ 本会は、製造方法の承認を行った鑄造品及び鍛造品を、毎年1回一覧表としてこれを公示する。

5 章 アルミニウム合金材の製造方法の承認

5.5 承認

5.5.1 を次のように改める。

5.5.1 承認の通知及び公示

-1. 本会は、5.2 から 5.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めたアルミニウム合金材に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、アルミニウム合金材の種類、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行し、承認内容等については、「承認要目書」に記載する。

-2. 本会は、5.2.2 及び 5.4.4 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~-3. 本会は、製造方法の承認を行ったアルミニウム合金材を、毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

7 章 アルミニウム合金継目無管の製造方法の承認

7.5 承認

7.5.1 を次のように改める。

7.5.1 承認の通知及び公示

- 1. 本会は、7.2 から 7.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めたアルミニウム合金継目無管に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、アルミニウム合金継目無管の種類、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行し、承認内容等については、「承認要目書」に記載する。
- 2. 本会は、7.2.2 及び 7.4.4 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。
- ~~-3. 本会は、製造方法の承認を行ったアルミニウム合金継目無管について公示する。~~

第 2 編 艀装品

1 章 アンカーの製造方法の承認

1.5 承認

1.5.1 を次のように改める。

1.5.1 承認の通知及び公示

~~≡~~ 本会は、1.2 から 1.4, 1.6 から 1.8 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めたアンカーに対して、製造方法の承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、種類、型式等を記した「承認証」を発行するとともに、1.2.2, 1.4.2, 1.6.1(2), 1.7 及び 1.8 の規定により提出された資料のうち、本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、製造方法の承認を行ったアンカーについて公示する。~~

1A 章 長期間定位置に保持される係留設備に使用されるアンカーの承認

1A.4 承認

1A.4.1 を次のように改める。

1A.4.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、提出された資料及び承認基準調査の結果を総合的に判断し、その内容が適当なものであると認めた場合、承認証を発行するとともに、提出された資料のうち、本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、承認を行ったアンカーについて公示する。~~

5 章 合成繊維ロープの製造方法の承認

5.5 承認

5.5.1 を次のように改める。

5.5.1 承認の通知及び公示

- 1. 本会は、5.2 から 5.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた合成繊維ロープに対して製造方法の承認を行う。この場合、製造者名、承認年月日等を記した「承認証」を発行し、承認内容等については、「承認要目書」に記載する。
- 2. 本会は、5.2.1 及び 5.4.2 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。
- ~~-3. 本会は、製造方法の承認を行った合成繊維ロープを、一覧表として公示する。~~

(日本籍船舶用)

7 章 繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用承認

7.5 承認

7.5.1 を次のように改める。

7.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、7.2 により提出された書類の審査、7.3 による承認基準調査及び 7.4 による製造法承認試験の結果により、FRP 製品の承認を行う。この場合、製造者名、製造工場名、承認する FRP 製品、承認の有効期限、標準使用条件、防火保全性レベル等を記した「承認証明書」を発行する。

~~2. 本会は、承認した FRP 製品を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

(外国籍船舶用)

9 章 繊維強化プラスチック（FRP）製品の使用承認

9.5 承認

9.5.1 を次のように改める。

9.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、9.2 により提出された書類の審査、9.3 による承認基準調査及び 9.4 による製造法承認試験の結果により、FRP 製品の承認を行う。この場合、製造者名、製造工場名、承認する FRP 製品、承認の有効期限、標準使用条件、防火保全性レベル等を記した「承認証明書」を発行する。

~~2. 本会は、承認した FRP 製品を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

第3編 溶接材料

1章 溶接材料の認定

1.5 認定

1.5.1 を次のように改める。

1.5.1 認定の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、提出された試験成績書及び認定基準調査の結果を検討し、良好と認めた場合、銘柄ごとに、認定品証明書を発行する。なお、証明書の発行日は試験完了日とする。

~~2. 本会は、認定された溶接材料を毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

第 4 編 船体用非金属材料及び塗料

4 章 塗装システムの認定

4.5 認定

4.5.1 を次のように改める。

4.5.1 認定の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、4.2 から 4.4 の規定に基づき提出された資料により、塗装システムの認定を行う。この場合、製造者名、塗装システムを構成する塗料の種類、認定の有効期限等を記した「認定書」を発行する。

~~2. 本会は、認定を行った塗装システムを、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

第 6 編 機関

1 章 船用機器の標準構造図面の承認

1.3 承認

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 承認の通知および公示

~~1.~~ 本会は、提出された図面及び書類を審査し、鋼船規則、揚貨設備規則及び冷蔵設備規則に適合していると認めた場合、この図面及び書類を標準構造図面として取扱うことを承認する。この場合、承認印、承認年月日、承認番号及び有効期限を当該図面に押印して申込者に 1 部を返却する。

~~2.~~ 本会は、標準構造図面の承認を行った船用機器を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。

2 章 船用機器の使用承認

2.5 承認

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 承認の通知及び公示

-1. 本会は、2.2 から 2.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた船用機器に対して使用承認を行う。この場合、次の(1)から(6)の項目を記した「承認書」を発行するとともに、2.2.2 及び 2.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

- (1) 承認番号
- (2) 承認年月日
- (3) 承認要目
- (4) 承認条件
- (5) 自動閉鎖式空気管頭にあつては、2.4.2-10.(2)(c)で確認した流速の 80%の値
- (6) その他本会が必要と認めるもの

-2. 前-1.にいう承認条件として、本会はその使用を特定船舶に限定して実船における性能の確認を要求することがある。

~~-3. 本会は、使用承認を行った船用機器を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

7 章 タンカーの通気装置関連機器の承認

7.5 承認

7.5.1 を次のように改める。

7.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、7.2 から 7.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めたタンカーの通気装置関連機器に対し、7.4 に定める試験の一部を省略することの承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、7.2.3 及び 7.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、本章の規定に適合したタンカーの通気装置関連機器を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

8 章 往復動内燃機関の使用承認

8.6 承認後の取扱い

8.6.1 を次のように改める。

8.6.1 承認の通知及び公示

本会は、試験成績書及び検査員の報告に基づき 8.5 までに掲げる要件に適合することが確認された後に、適当と認めた機関に対して承認番号、承認年月日、承認の条件等を記載した「証明書（承認書）」を発行するとともに、~~承認した機関を毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

11 章 排気タービン過給機の使用承認

11.5 承認

11.5.1 を次のように改める。

11.5.1 承認通知及び公示

~~1.~~ 本会は、11.2 から 11.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告に基づき、
適当と認めた過給機に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要
目及び承認条件等を記した「承認書」を発行すると共に、11.2.2 及び 11.4.4 の規定により
提出された資料のうち本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った過給機を、毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

12 章 特別規定が適用される溶接式管継手の使用承認

12.5 承認

12.5.1 を次のように改める。

12.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 承認基準調査及び 12.4.2 の承認試験の結果を良好と判断すれば、ISO、JIS 規格等の国際規格又は国家規格に従った材料を用いた管継手の使用を承認し、本会（本部）は、製造者名、管継手の種類、加工方法、熱処理方法、素材の製造者名、素材の材料記号、承認の有効期限等を記した「承認証」を発行するとともに、12.2.2 及び 12.4.4 の規定により提出された資料のうち、必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った管継手を、毎年 1 回一覧表として公示する。~~

第 7 編 制御及び計装用機器並びに電気設備

3 章 ケーブル敷設に係る承認

3.5 承認

3.5.1 を次のように改める。

3.5.1 承認の通知及び公示

~~4.~~ 本会は、3.2 から 3.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、相当と認めた場合、ケーブルの延焼防止工法又は非金属製ケーブル支持物の承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認書」を発行するとともに、3.2.2 及び 3.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち、本会が必要と認めるものに承認印を押印して申込者に返却する。

~~2. 本会は、本章の規定により承認したものを、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

4 章 液面指示装置の使用承認

4.5 承認

4.5.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

4.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、4.2 から 4.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた液面指示装置に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、4.2.3 及び 4.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った液面指示装置を、毎年1回一覧表としてこれを公示する。~~

4.5.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

4.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、4.2 から 4.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた液面指示装置に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、4.2.3 及び 4.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った液面指示装置を公示する。~~

5 章 水位検知警報装置の使用承認

5.5 承認

5.5.1 を次のように改める。（日本籍船舶用）

5.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、5.2 から 5.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた水位検知警報装置に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、5.2.3 及び 5.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った水位検知警報装置を、毎年 1 回一覧表としてこれを公示する。~~

5.5.1 を次のように改める。（外国籍船舶用）

5.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、5.2 から 5.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた水位検知警報装置に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、5.2.3 及び 5.4.4 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行った水位検知警報装置を公示する。~~

(外国籍船舶用)

7 章 ガス検知装置の使用承認

7.5 承認

7.5.1 を次のように改める。

7.5.1 承認の通知及び公示

~~1.~~ 本会は、7.2 から 7.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めたガス検知装置に対して使用承認を行う。この場合、承認番号、承認年月日、承認要目、承認条件等を記した「承認通知書」を発行するとともに、7.2.2 及び 7.4.9 の規定により提出された図面及び書類のうち本会が必要と認めるものに承認印を押して申込者に返却する。

~~2. 本会は、使用承認を行ったガス検知装置を公示する。~~